

農業委員会だより



- 「食べる甘酒」講習会取材しました。
- 2面に特集記事があります。

主な内容

- 日本酒「なないろ」が完成!! 2面
- 「食べる甘酒」講習会取材しました..... 2面
- 地域の後継者紹介 3面
- 農業委員会研修会を行いました..... 4面
～地域計画 未来につなぐ農業へ～
- 草刈りなど管理作業に注意!! 5面
- 熱中症を予防しましょう!! 5面
- 下限面積(別段面積)が撤廃されました... 6面
- 農地の手続きについて..... 7面
- 農業者年金に加入しましょう! 8面



「日本酒」「なないろ」が完成!!

本宮若手農業団が手がけたオリジナルの日本酒「なないろ」が完成しました。

同商品は、農業団が栽培した酒米「福乃香（ふくのか）」を100%使用し、同市内にある大天狗酒造の協力のもと作られた日本酒です。

酒米に選んだ「福乃香」は福島県の酒米で、福島県農業総合センターで高品質な「福乃香」を生産するための栽培方法について学び、昨年田植え、収穫を行ったものです。



「福乃香」を田植え



「なないろ」完成を高松市長に報告



日本酒「なないろ」

「なないろ」作成にあたっては、ラベルのデザインの設定から貼付け、米洗いや仕込みなど、酒造りの作業をいちから行いました。

同農業団は今後も日本酒など6次化商品の開発、農産物イベントの開催、参加など積極的に、地元農産物の魅力をPRするための活動を行っていきます。

「食べる甘酒」講習会取材しました

5月29日、白沢公民館松沢分館で「食べる甘酒」について、作り方を学ぶ講習会が行われました。講師は三瓶芳子さん（松沢）が行い、三瓶さんが独自に作る「食べる甘酒」と、それをアレンジした「甘酒ゼリー」、「大根のべったら漬け風」のレシピに挑戦しました。

当日は、松沢地区、本宮地区の活動グループが参加し、食べる甘酒の作り方について、楽しく、熱心に学んでいました。

甘酒の歴史は非常に古く、お米の国である日本では、古代から甘酒がつくられており、田植えの時期を終えて、農家さんが自分とった米を麴にし、甘酒を作り、それを飲んで、暑い夏の農作業をしのいでいたそうです。

三瓶さんの作る甘酒は、古くからある甘酒の伝統を

引き継ぎ、さらに今風のアレンジを加えたものであり、とてもすっきりとした甘みの美味しい甘酒でした。

（情報員 川名 良子）



講習会の様子（中央：三瓶さん）



頂いた甘酒でカフェオレを作りました

甘酒レシピ～食べる甘酒

～甘酒ゼリー 大根のべったら漬け風～

●食べる甘酒

○材料：もち米3合、乾燥麴
○準備するもの：炊飯器
○作り方

- ①もち米を洗い、水の分量5合分でもち米を炊く。
 - ②炊き上がった約60℃くらいまで覚ます。（おかゆ状態になります）
 - ③炊飯器内でもち米と麴を混ぜる。
 - ④炊飯器を保温にして7～8時間置きます。置いたら完成。（割箸などを挟んで少し開いた状態で保温します）
- ☆冷蔵庫で5日～7日まで保存可能。

もち米3合→もち米2合：うるち米1合に変えると甘さ控えめですっきりした味になります。



少し開ける

●甘酒ゼリー

- 材料：甘酒500ml、ゼラチン1袋（5g）
○作り方
- ①ゼラチンを少量のぬるま湯で溶かす。
 - ②甘酒とよく混ぜる。
 - ③冷蔵庫で2～3時間冷やして完成。



●大根のべったら漬け風

- 材料：甘酒適量、大根適量
○作り方
- ①大根を半月状にスライスして塩をまぶして一晩置く。（塩昆布でも美味しいです）
 - ②水を絞り、甘酒と合わせて一晩置いたら完成。



地域の後継者紹介

佐原 さほら 源士 もとし さん (糠沢)

家業の農家を継ぎ、農業経営を行うなか、新しい挑戦を考えて約2年前からパンやお菓子の販売をしています。また、野菜はチコリーやビーツなどの西洋野菜を、果物はいちじくやブルーベリーなどを栽培して具材として使用しています。西洋野菜は、他と違う野菜を栽培したいと考えて始めました。

西洋野菜は、聞きなれず、知名度が低いためか、なかなか収益にはつながりませんでした。パンと合わせることで、彩り豊かで美味しいものができます。合わせるパンはとも奥が深く、使用する生地や発酵のしかたによって、パンの種類が変わることや色々なアレンジができることはとても面白いですね。

今後は、農業経営とパンづくりを両立しながら、具材の野菜のレパートリーを増やし、お客様のニーズをとらえ、季節の特色あるパンや上菓子などを生産し、規模拡大による安定経営に取り組みたいです。



いちじくのパン



西洋野菜や果物を生産!!

西洋野菜を栽培する佐原さん



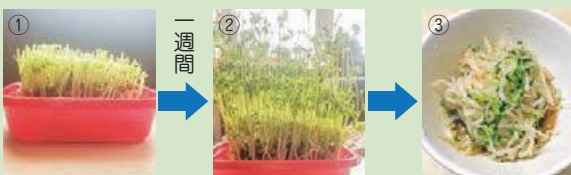
加工してパンやお菓子に!!

自産した野菜や果物を使ってパン作り

暮らしの豆知識～キッチンで野菜作り～

- ・畑や庭で野菜作りをする余裕はないけど何か育ててみたいという方は「キッチン菜園」に挑戦してみたいはいかがでしょうか。キッチン菜園とは、台所など室内で気軽に野菜を育てて楽しむスタイルです。
- ・キッチン菜園の魅力はその手軽さです。簡単な野菜であれば、必要な道具も少なくすぐ始められます。また室内なので、天候にも左右されず、虫による被害も心配なく管理しやすいです。

☆初心者でも簡単な豆苗に挑戦しました!!



- ①市販の豆苗の根を残して切り、水につけます。
- ②毎日水を交換して、置いただけで大きく育ちました。
- ③もやしとあえておひたしにして美味しく頂きました。

キッチン菜園で耕作を楽しみましょう!!

甘酒の健康効果～飲む点滴で健康に～

- ・今回、取材させていただいた米麹の甘酒、実は「飲む点滴」と呼ばれるほど栄養素が豊富に含まれています。

☆甘酒の効能 夏バテ予防になります

○疲労回復

麹菌は、消化吸収を助け、栄養を吸収してエネルギーに変換します。また、免疫力を高め、疲労や風邪の予防になります。

○腸内環境を整える

食物繊維、オリゴ糖は腸内の善玉菌を増やし、便秘予防、解消に役立ちます。

○抗酸化作用

ビタミンCよりも高い抗酸化作用をもつエルゴチオネインという成分が含まれ老化防止、高血圧や動脈硬化など生活習慣病の防止に効果的です。

○その他にもダイエットや美容にも効果があります。



朝一番に飲むといいです

三瓶芳子さんの食べる甘酒

農業委員会研修会を行いました ～地域計画 未来につながる農業へ～

2月15日、農業委員会は、地域での話し合いの効果的な進め方や、10年後の農地の将来像を示す「目標地図」の作成など、農業委員会が果たすべき役割を学ぶため、研修会を行いました。

講師には、一般社団法人福島県農業会議の本柳陽一総務・制度対策部長を招き、「人・農地関連法の見直しと今後農業委員会活動について」をテーマに講義をいただきました。

研修には、会長をはじめ、10名の農業委員、11名の農地利用最適化推進委員が参加し、地域の農業を次世代に引き継いでいくため、目指すべき将来の農地利用の姿について考えました。

法改正により「地域計画」の策定が義務付けら

れ、計画策定に向けた地域における話し合いの中心的な立場として、農業委員会の役割がより大きな位置づけとなりました。農業委員会では、研

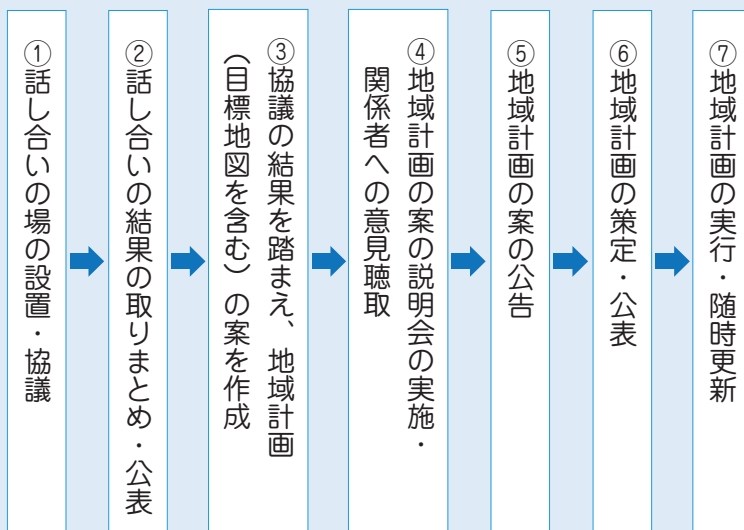
修で学んだことを活かし、未来の農業がより良いものになるように取り組みます。



研修会の様子（右：福島県農業会議 本柳部長）

地域計画作成・実行までの大まかな流れ

令和5年4月～令和7年3月末



☆農業委員・推進委員などから話し合いの参加へのお願いなどがありましたら、積極的な参加のご協力をお願いいたします。

地域計画（人・農地プラン）

地域計画（人・農地プラン）とは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。農業者の高齢化や担い手不足が心配されるなか、5年後、10年後までに誰がどのように農地を使って農業を進めていくかを地区の話し合いによりまとめる計画（プラン）です。本市では今後、法改正で示された期限の令和7年3月末までに市内各地区において地域計画を作成する予定です。

草刈りなど管理作業に注意!!

田植えもひと段落し、梅雨も明けると、草刈りなど管理作業を本格的に始めるといふ農家さんは多いのではないのでしょうか。

この時期は、刈払機による負傷や事故が多く報告されています。

特に夏場は熱中症のリスクもあるため2人以上で農作業を行うことを推奨していますが、刈払機の作業では周囲の人を誤って傷つけてしまう危険も伴います。

刈払作業を行う際はポイントを守り、安全な作業を行います。

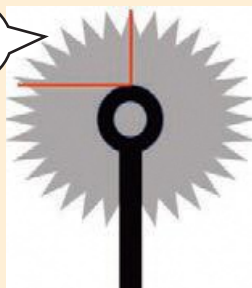
刈払作業のポイント

- ①刈払機を使用の際は、左半分の先端から1/3の部分で右から左に一方通行で行う。
- ②複数人で作業するときは15m以内に人を近づけない。作業者に近づくときには前方から合図する。
- ③斜面で複数人作業を行う場合は上下作業にならないようにする。



先端から1/3

右から左へ
一方通行



熱中症を予防しましょう!!

毎年、約30名の方が農作業中の熱中症で死亡しており、死亡事故の約85%が7月～8月に発生しています。予防のポイントを踏まえて作業を行い、熱中症が疑われる場合は、作業を中断し、速やかな対応を行いましょう。

予防のポイント

1. **暑さを避ける**
高温時の作業は避け、日陰や風通しのよい場所で作業
2. **こまめな休憩と水分補給**
喉の渇きを感じる前に、こまめに水分・塩分補給
3. **単独作業を避ける**
複数名で行う、時間を決めて連絡を取り合う
4. **熱中症対策アイテムの活用**
帽子や吸湿速乾性の衣服着用、空調機や送風機の活用

熱中症が疑われる場合には

- ①**作業を中断**
汗をかかない、めまいなど症状があったら作業を中断
- ②**応急処置**
涼しい環境へ避難、身体を冷やす、水分・塩分を補給
- ③**病院へ**
症状が改善しない場合は病院へ行きましょう!!

☆そのほか、日々の体調管理を行い、熱中症に負けない体づくりをしましょう!!



水の恵みカードを配布しています!!

普段皆さんが口にしている農産物は、ダムやポンプ場などからたくさんの水の恵みを受けています。「水の恵みカード」は、地域の農産物と農業水利施設（水の恵み施設）を分かりやすく紹介するため、各地の直売所及び収穫祭等において配布しています。

カードは本宮市農政課窓口でも配布されています。他の市町村にもあるので探してみてもいいかもしれません。



農政課にある水の恵みカード（他にも3種類あります）

下限面積（別段面積）が撤廃されました



自宅の庭で家庭菜園



台所で水耕栽培（レタス）

下限面積（別段面積）とは
農地の売買や貸し借りに農地法第3条による許可が必要ですが、許可要件の1つに許可後の耕作面積が各地区で定められた基準面積以上になる必要がありました。この面積を下限面積（別段面積）と言います。



広い農地で農作業

場所は様々ですが、まずは農作業の楽しさを体験してみましょう。

●法改正後も下記条件は必要となりますのでご注意ください

- ・農地を効率的に利用して耕作を行うこと
- ・必要な農作業に常時従事すること
- ・周辺の農地利用に支障がないこと

※計画される際にはまずご相談下さい。



下限面積（別段面積）が撤廃されました

令和5年4月1日より、下限面積が撤廃され、もともと農地を持たない方でも農地を取得できるようになりました。

農地を取得しやすくなります!!

家の小さなスペースや自宅の庭で作物を育てていて、これから本格的に作物を育てたいと考えている方や新規就農者など、農地を持っていないくても、取得しやすくなります。

農地貸借の手続きについて ～利用権設定を利用している農家の皆様へ～

現行の農用地利用集積計画による利用権が令和7年3月末をもって終了となります。今後は令和5年4月から地域計画を策定・公表した地区の貸借から農地中間管理機構を介しての手続きになります。

農地貸借の種類

現 行	令和5年4月～7年3月	令和7年4月～
農地法第3条による貸借	変更なし	変更なし
利用権設定による貸借	継続実施可（注1）	農地中間管理機構を介しての貸借

（注1）経過措置により、令和7年3月末までは継続実施可能ですが、経過措置期間中に地域計画が策定された場合は、農地中間管理機構を介しての貸借となります。

※令和7年3月までに締結した利用権は期間満了まで有効です。

●お問い合わせ 公益財団法人福島県農業振興公社（安達拠点 地域マネージャー）

TEL：080-3754-3066

農地パトロールを実施します

本宮市農業委員会では、これからの時期、農地の利用状況の調査や違反転用の防止などを目的にすべての農地を対象に農地パトロールを行います。

農地パトロールは農業委員、農地利用最適化推進委員が市内各地区で行いますのでご理解とご協力をお願いします。



昨年の農地パトロールの様子

草刈り（保全）をお願いいたします

管理がされていない農地は害虫や病気の発生源になってしまったり、畑を荒らす猪など有害鳥獣の住処になってしまったりなど、近隣農地へ悪影響を与える可能性がありますので適切な管理を行い優良な農地を守っていきましょう。



刈払機使用の際は事故にご注意ください！

農地の手続きについて

農地の売買、貸し借りや転用を行う場合は、農業委員会への許可申請や届出が必要です。各種手続きを計画される際には、農業委員会にご相談ください。

◎農地売買、貸し借りの手続き

・農地法第3条：農地を農地として買うか借りる場合の手続き

◎農地転用の手続き

・農地法第4条：自分の農地を自分で転用する場合の手続き
・農地法第5条：第3者が農地を買うか借りて転用する場合の手続き

※農地転用とは、農地を住宅や駐車場など、農地以外の利用目的にすることです。

◎非農地証明の手続き

・現況確認証明申請：長年耕作をしておらず再生困難な農地の地目を農地以外に変える場合の手続き

◎農地の形状を変える手続き

・農地形状改良行為届：農地に耕作に適した土を入れたり、形を変え農地を改良する場合などの手続き

農家の皆様だけでなく、開発を行う方も制度を正しく理解し、法令を守り、確実な手続きにご協力をお願いいたします。

●申請から許可までの流れ

申請：毎月1日(土日祝日の場合は、翌日になります)
現地確認：当月の10日前後(立会いが必要になる場合があります)
許可：当月25日(土日祝日により日程変更があります)

●違反転用の罰則について

違反転用や原状回復命令違反については、以下の罰則の適用もあります。
・個人には、3年以下の懲役または300万円以下の罰金
・法人には、1億円以下の罰金（農地法第64条、67条）



〇お問い合わせ 0243(24)5387

農業者年金に加入しましょう！

～農業者の方は、国民年金の上乗せの公的な年金「農業者年金」に加入して安心で豊かな老後を～

- ①農業者なら誰でも入れる「終身年金」です。
- ②一定の要件を満たす方には**保険料の国庫補助**があります。
- ③保険料は**全額社会保険料控除の対象**で**大きな節税効果**があります。

※ご加入をご希望の際は農業委員会にご相談ください

●現況届をご提出ください

農業者年金基金から、農業者年金受給者のご自宅に「現況届」をお送りしております。

まだ未提出の場合には、農業委員会が白沢総合支所までご提出ください。

提出がない場合11月以降の年金が支給停止になりますのでご注意ください。



●農地の売買、転用の際はご注意ください

農業者年金の経営移譲年金を受給している方の農地を転用、農地の売買や貸し借りをした場合、経営移譲年金が支給停止になる可能性があります。

☆計画される際には農業委員会にご相談ください。



農業委員会だより記事の募集

農業委員会は広報紙「農業委員会だより」を通して農業に役立つ情報をお届けしております。

農業に関わるイベントや自宅の家庭菜園など、情報がありましたらご連絡ください。ぜひ、取材をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

全国農業新聞を読もう！

地域の元気で明るい話題や地域独自のイベント情報もお伝えします！

- 発行日／毎週金曜日
- 購読料／月額700円



農業委員会定例会日程・申請書の締切日

定例会日程	申請書締切日
7月20日	7月3日
8月22日	8月1日
9月22日	9月1日
10月20日	10月2日

※日程変更になる場合がありますのでご了承ください。

福島県農業経営・就農支援センターが新設

- ・農地に関する相談に丁寧に応じることができるワンストップ・ワンフロアによる福島ならではの相談窓口「福島県農業経営・就農支援センター」が福島県自治会館内に令和5年4月設置されました。
- ・4団体がワンフロアに常駐し、就農希望者を広く呼び込むとともに迅速な情報伝達、相談対応を行います。

福島県

JA福島

振興公社

農業会議



一体となって各ステージに応じた相談対応
(就農相談→就農準備→就農時→経営安定→経営発展)

編集後記

新型コロナウイルス感染症の取扱いがら類へ変更となり、街にはマスクを外して、生活している方も見られるようになりました。

各団体は、これを機に各種イベントなど、精力的に実施するようになると思います。

広報編集委員会は、そのような活動情報にアンテナをはり、農家の皆様へ情報を提供できるように努めます。

広報編集委員

渡辺 善幸
川名 良子
遠藤 栄太郎
阿部 修司
石橋 和彦
三瓶 彦



本宮市の花ぼたん（牡丹）